

調整結果報告第10号

平成16年11月12日

(追加修正のうえ報告済)

【協定第11号】

特別職の身分の取扱いについて (NO.2)

特別職の身分の取扱い (NO.2) について、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	特別職の身分の取扱い
調 整 の 内 容	2. 特別職の報酬等については、合併時までに調整する。
調整の具体的内容	5. 特別職の報酬等については、現行報酬額及び同規模程度の自治体の例をもとに合併時までに調整する。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

特別職報酬額 (案)

(単位：円)

機関名・職名	3 町 の 状 況						新 町		県内同規模 報酬	類似団体 (類団VI-2) 報酬	設定根拠
	基 準	白 石 町	福 富 町	有 明 町	3 町平均額	基 準	報 酬				
		報 酬	報 酬	報 酬	報 酬			報 酬			
特別職報酬審議会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	6,400	特別職整備方針1による
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
防災会議	会 長		-	-	-	-	日額	6,000	4,000	6,400	
	委 員		-	-	-	-					
選挙長		一回につき	10,700	10,700	10,700	10,700	一回につき	10,700	10,700	-	国の選挙等の執行経費基準額
投票管理者	選挙日	一回につき	12,700	12,700	12,700	12,700	一回につき	12,700	12,700	-	
	期日前	一回につき	11,200	11,200	11,200	11,200	一回につき	11,200	11,200	-	
開票管理者		一回につき	10,700	10,700	10,700	10,700	一回につき	10,700	10,700	-	
投票立会人	選挙日	一回につき	10,800	10,800	10,800	10,800	一回につき	10,800	10,800	-	
	期日前	一回につき	9,600	9,600	9,600	9,600	一回につき	9,600	9,600	-	
開票立会人		一回につき	8,900	8,900	8,900	8,900	一回につき	8,900	8,900	-	
選挙立会人		一回につき	8,900	8,900	8,900	8,900	一回につき	8,900	8,900	-	
行財政調査委員会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	-	特別職整備方針1による
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
情報公開審査会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	-	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
個人情報保護審査会							日額	6,000			
消防賞じゅつ金等審査委員会		日額	-	-	5,900	5,900	日額	6,000	4,000	6,400	
総合計画審議会	会 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	-	6,400	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
固定資産評価員		日額	-	6,100	-	6,100	日額	6,000	-	-	
民生委員推薦委員会	委 員 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000	6,400	
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
予防接種健康被害調査委員会	会 長	日額	10,800	12,500	6,200	9,830	日額	10,000	-	6,400	
	委 員	日額	10,800	12,500	5,900	9,730					
町有林巡視員		日額	7,400	-	-	7,400	日額	6,000	19,600	-	
標準小作料設定協議会	会 長	日額	-	-	6,200	6,200	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	-	6,100	5,900	6,000					
社会教育委員会	委 員 長	日額	7,700	-	6,200	6,950	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	-	5,900	6,650					
公民館運営審議会	委 員 長	日額	7,700	6,100	6,200	6,660	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	6,100	5,900	6,460					
文化財保護審議会	委 員 長	日額	7,700	-	6,200	6,950	日額	6,000	4,000		
	委 員	日額	7,400	-	5,900	6,650					

※上記については、平成17年1月1日から新町報酬額を適用する。

特別職報酬額(案)

(単位:円)

機関名・職名	3 町の 状 況								新 町		県内同規模		類似団体		設定根拠	
	基準	白石町	基 準	福 富 町	基 準	有 明 町	基 準	3 町 平 均 額	基 準	報 酬	基 準	報 酬	基 準	報 酬		
		報 酬		報 酬		報 酬		報 酬								報 酬
交通安全指導員	年額	59,500	年額	55,000	年額	54,000	年額	56,160	年額	56,000	年額	58,800	-	特別職整備方針1による		
町税等収納係員	月額	98,900	月額(委託料)	170,000	月額	100,000	白石町(月換算)、福富町の平均額	100,000	月額	100,000	-	-	-	有明町基準による		
	加算分	現年収納額×2%		加算分なし	現年収納額×2%				加算分	現年収納額×2%						
		過年収納額×7%			過年収納額×7%					過年収納額×7%						
		うち土改区費×4%														
国民健康保険運営協議会	委員長	年額	62,800	年額	70,000	日額	6,200	日額	6,000	日額	4,000	-	日額報酬で設定			
	委員	年額	50,000	年額	55,000	日額	5,900									
保育園長	月額	(年総額を月換算額)	月額	132,000	-	-	白石町(月換算)、福富町の平均額	163,100	月額	163,000	-	-	-	平均額で設定		
	(1年目)	167,200														
	(2年目)	173,300														
	(3年目以降)	180,000														
幼稚園長	-	-	月額	132,000	-	-	年額	132,000	月額	163,000	-	-	-	保育園長兼務であり、上記と同額		
保育園医	1園専任	年額	77,300	年額	84,100	年額	90,700	年額	84,030	年額	84,000	-	-	特別職整備方針1による		
	2園兼任	-	-	-	年額	137,100	年額	137,100	-	-	兼任は設定しない					
保育園歯科医	1園専任	年額	77,300	年額	77,000	年額	90,700	年額	81,660	年額	84,000	-	-	保育園医と同額		
	2園兼任	-	-	-	年額	137,100	年額	137,100	-	-	兼任は設定しない					
幼稚園医	-	-	年額	84,000	-	-	年額	84,000	年額	84,000	-	-	-	保育園医と同額		
学校医	小学校	年額	153,500	年額	146,000	年額	140,200	年額(学校医・歯科医平均)	145,510	年額	146,000	年額	163,000	年額	224,000	特別職整備方針1による
	中学校	年額	153,500	年額	146,000	年額	163,900			年額	146,000	年額	163,000	年額	224,000	
	学校兼任	-	-	-	-	-	-			-	-	-	-	-	-	
学校歯科医	小学校専任	年額	153,500	年額	116,000	年額	140,200	年額(学校医・歯科医平均)	145,510	年額	146,000	年額	160,000	年額	224,000	特別職整備方針1による
	中学校	年額	153,500	年額	116,000	年額	163,900			年額	146,000	-	年額	224,000		
	小学校兼任	-	-	-	年額	247,500	年額			247,500	-	年額	160,000	年額	224,000	
学校薬剤師	小・中学校専任	年額	44,000	年額	41,000	-	-	年額	42,500	年額	43,000	-	-	-	特別職整備方針1による	
	小学校兼任	-	-	-	-	年額	66,000	年額	66,000	-	年額	63,200	年額	157,000		
	小・中学校兼任	-	-	-	年額	70,100	年額	70,100								
公民館館長	平等割	年額	38,000	月額	22,000	年額	46,500	-	-	年額(平等割)	51,000	-	-	年額	67,700	特別職整備方針1による
	世帯割	388	-	400	年額(世帯割)	400	-									
体育指導委員	年額	32,600	年額	33,000	年額	30,000	年額	31,860	年額	32,000	年額	37,700	日額	6,400	特別職整備方針1による	
社会教育指導員	月額	154,200	月額	102,000	月額	98,000	月額	118,060	月額	118,000	月額	143,000	月額	92,200	特別職整備方針1による	
公民館長	月額	154,200	-	-	-	-	月額	154,200	月額	154,000	-	-	月額	213,100		
社会教育指導員及び公民館長を兼務	-	-	-	-	-	-	-	-	月額(兼務の場合)	163,000	-	-	-	-	保育園長と同額	

※なお公民館館長は、平成17年4月1日から新町報酬額を適用し、それまでの間は、現町の報酬額で支給するものとする。

これ以外については、平成17年1月1日から新町報酬額を適用する。